

盛岡市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成27年1月6日

盛岡市監査委員 熊谷喜美男
同 菊池秀一
同 佐藤敬三
同 川村幸子

第1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は、保健福祉部である。うち、次の部課等を实地監査の対象として監査を実施した。

実地監査対象部課等	監査実施年月日
【保健所】 健康推進課，保健予防課	平成26年11月6日から同年11月11日まで
【保健福祉部】 子ども未来課，次世代育成支援事務局，介護高齢福祉課，高齢者支援室	平成26年11月12日から同年11月18日まで
【保育園】 くりやがわ保育園，みたけ保育園，太田保育園，永井保育園，乙部保育園	平成26年11月19日

第2 監査の範囲

平成25年度及び平成26年度（平成26年9月分まで）の事務の執行

第3 監査の方法

实地監査の対象としない部署においては、平成26年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48盛監発第24号）に基づき提出された監査資料について、实地監査の対象とした部署においては、同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、事務の執行が法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠

し、通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められた。

今後とも、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

別 紙

I 保健所

健康推進課

【指摘事項】

- 1 物品の購入に当たり、決裁権者の決裁、契約及び支出事務に不備がある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

II 保健福祉部

子ども未来課

【指摘事項】

- 1 報酬の支給に当たり、給与期間の中途において新たに非常勤職員となった者への支給額に誤りがあり、かつ、支給手続きが速やかに行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 公の施設の指定管理に当たり、基本協定に定められている備品に関する報告が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 使用済み用紙の裏面使用に当たり、公印を押印した用紙を再利用していた事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

高齢者支援室

【注意事項】

- 1 日帰り旅行に当たり、口頭のみ旅行命令を発し、日当を支給していない事例が見られたので、必要な予算措置をした上で、適正な旅行命令を発するよう求める。
- 2 公の施設の指定管理に当たり、基本協定に定められている備品に関する報告が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。